

○少年クラブによる少年の社会参加活動推進要領

平成10年 3 月 4 日

埼例規第 9 号・少

警 察 本 部 長

少年クラブによる少年の社会参加活動推進要領の制定について（例規通達）

少年の健全な育成を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成10年4月1日から実施することとしたから、実効の上がるように努められたい。

一部改正〔平成17年第234号〕

別添

少年クラブによる少年の社会参加活動推進要領

第1 趣旨

この要領は、少年クラブの結成と同クラブによる少年の社会参加活動の計画的な推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 少年クラブの結成

- 1 少年の社会参加活動を計画的に推進するため、各警察署単位に少年クラブを結成するものとする。
- 2 少年クラブは、会員及び第3の少年の社会参加活動推進委員により構成し、その会員は、原則として管内に居住する小学生又は中学生の少年であることを要件とするものとする。
- 3 少年クラブの名称は、警察署名を冠した「ひまわり少年クラブ」とするものとする。

第3 推進委員の委嘱

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、少年クラブによる少年の社会参加活動の円滑な推進を図るため、次の要件のいずれにも該当する者のうちから、少年の社会参加活動推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱するものとする。この場合において、各警察署の委嘱人数は、少年の社会参加活動推進委員委嘱人数一覧（別表）のとおりとする。
 - (1) 管轄区域内に住居又は職場を有すること。
 - (2) 少年問題に理解と熱意を有し、かつ、少年に対して指導的な活動が期待できること。
 - (3) 心身共に健全で、かつ、人格及び行動について社会的信望を有すること。
- 2 推進委員の委嘱は、署長が委嘱状（別記様式第1）を交付して行うものとする。
- 3 推進委員の委嘱の期間は1年間とする。ただし、再任は妨げない。

一部改正〔平成24年第114号〕

第4 推進委員の報償費

- 1 支給基準
 - (1) 報償費は、年額4,000円とする。
 - (2) 年度途中で委嘱され、又は解嘱された場合は、月割りによる支給とする。この場合において、月の途中で委嘱されたときはその翌月から、月の途中で解嘱されたときはその月までそれぞれ支給する。
 - (3) 支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 支給時期

報償費は、翌年度の4月中に支給する。ただし、年度途中で解嘱された場合は、解嘱された月の翌月中とする。

一部改正〔平成25年第82号、27年第232号〕

第5 推進委員の任務

推進委員は、少年クラブによる少年の社会参加活動を指導することを任務とする。

一部改正〔平成25年第82号〕

第6 推進計画の策定

署長は少年非行防止・保護総合対策推進要綱（平成17年少第232号）第4に規定する警察署少年非行防止・保護総合対策推進本部の構成員、推進委員、少年クラブの会員の代表者等による社会参加活動連絡会議を開催し、社会参加活動の推進計画を策定するものとする。

一部改正〔平成17年第234号、25年第82号〕

第7 社会参加活動の推進

少年クラブは、第5の推進計画に基づき、次の社会参加活動を計画的に推進するものとする。

- (1) 犯罪・非行防止活動、交通安全活動等の地域安全活動
- (2) 環境美化・整理活動、福祉施設訪問活動等の社会奉仕活動
- (3) 柔道・剣道、サッカー、野球等のスポーツ活動
- (4) その他少年の規範意識を啓発し、社会との連帯感等を育成するための活動

一部改正〔平成25年第82号〕

第8 推進上の配意事項

少年クラブによる少年の社会参加活動の推進に当たっては、次の事項に配意するものとする。

- (1) 推進計画の策定については、少年クラブの会員及びその保護者並びに推進委員の意見が十分に反映されるようにすること。
- (2) 他の行政機関、社会教育団体等との連携、協調を密にし、これらの機関、団体等が主催する社会参加活動への不当な干渉であるなどの批判を招くことのないようにすること。
- (3) 少年クラブによる少年の社会参加活動の実施状況を積極的に広報し、広く県民の理解と協力が得られるようにすること。

- (4) 少年クラブの会員の社会参加活動の機会を利用して、適宜、非行防止座談会等を開催すること。
- (5) 社会参加活動に参加する少年クラブの会員その他の参加者の受傷事故の防止を図ること。
- (6) 社会参加活動に参加する少年クラブの会員その他の参加者について、その都度、傷害保険に加入させること。

なお、傷害保険の加入申請は、社会参加活動実施日の7日前の午後5時までに傷害保険加入申請書（別記様式第2号）により生活安全部少年課長あて行うこと。

- (7) 防犯協会、交通安全協会等との連携を密にし、その支援、協力が得られるようにすること。

一部改正〔平成25年第82号〕

第9 報告

署長は、次の表により、生活安全部少年課長に報告するものとする。

報 告 事 項	報 告 期 限	報 告 様 式
少年クラブ会員名簿	5月末日	別記様式第3
少年の社会参加活動推進委員名簿	5月末日	別記様式第4
少年の社会参加活動推進結果	第一期 7月末日 (4月から6月までの分)	別記様式第5
	第二期 10月末日 (7月から9月までの分)	
	第三期 1月末日 (10月から12月までの分)	
	第四期 4月末日 (1月から3月までの分)	

一部改正〔平成12年第48号、25年第82号〕

第10 書類の保管

署長は、次に掲げる書類を適切に保管するものとする。

- (1) 少年クラブ会則

(2) 少年クラブ会員名簿

(3) 少年の社会参加活動推進委員名簿

(4) 少年の社会参加活動連絡会議録（別記様式第6）

一部改正〔平成12年第48号、25年第82号〕

第11 庶務

少年クラブの庶務は、警察署生活安全課において処理するものとする。

一部改正〔平成25年第82号〕

実施日

この例規通達は、平成10年4月1日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成17年5月9日少第234号）

この通達は、平成17年5月10日から実施する。

実施日（平成24年3月6日少第114号）

この通達は、平成24年4月1日から実施する。

実施日（平成25年2月13日少第82号）

この通達は、平成25年4月1日から実施する。

実施日（平成27年3月11日会第232号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

報 告 事 項	報 告 期 限	報 告 様 式
少年クラブ会員名簿	5月末日	別記様式第3
少年の社会参加活動推進委員名簿	5月末日	別記様式第4
少年の社会参加活動推進結果	第一期 7月末日 (4月から6月までの分)	別記様式第5
	第二期 10月末日 (7月から9月までの分)	
	第三期 1月末日 (10月から12月までの分)	
	第四期 4月末日 (1月から3月までの分)	

別表（第3関係）

少年の社会参加活動推進委員委嘱人数一覧

警察署別	委嘱人数
浦 和 警 察 署	8人
浦 和 東 警 察 署	6人
浦 和 西 警 察 署	7人
大 宮 警 察 署	8人
大 宮 東 警 察 署	7人
大 宮 西 警 察 署	6人
蕨 警 察 署	8人
川 口 警 察 署	8人
武 南 警 察 署	8人
朝 霞 警 察 署	8人
新 座 警 察 署	7人
草 加 警 察 署	8人
上 尾 警 察 署	8人
鴻 巣 警 察 署	7人
川 越 警 察 署	8人
東 入 間 警 察 署	8人
所 沢 警 察 署	8人
狭 山 警 察 署	8人
西 入 間 警 察 署	7人
飯 能 警 察 署	7人
東 松 山 警 察 署	7人
小 川 警 察 署	6人
秩 父 警 察 署	6人
小 鹿 野 警 察 署	6人
本 庄 警 察 署	6人
児 玉 警 察 署	6人
熊 谷 警 察 署	7人
深 谷 警 察 署	7人
寄 居 警 察 署	6人
行 田 警 察 署	6人
羽 生 警 察 署	6人
加 須 警 察 署	6人
岩 槻 警 察 署	7人
春 日 部 警 察 署	7人
越 谷 警 察 署	8人
久 喜 警 察 署	7人
幸 手 警 察 署	6人
杉 戸 警 察 署	6人
吉 川 警 察 署	7人

委 嘱 状

殿

あなたを 年 月 日から

年 月 日までの間

少年の社会参加活動推進

委員に委嘱します

年 月 日

警察署長

別記様式第2 (第8関係)

傷害保険加入申請書

A	B	C	D	E	F	発信 取扱者		受信 取扱者	
						受信 日時	年	月	日
								時	分
活動種別									
実施日時		年 月 日() 時 分 ~ 時 分							
実施場所									
代表者									
参加者		少	年	推進委員・その他			合 計		
			人	人			人		
活動内容									
備考									

別記様式第4 (第9、第10関係)

少年の社会参加活動推進委員名簿

警察署

番号	氏名	職業	住所	電話番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

少年の社会参加活動推進結果 (第 期)

警察署

活動種別	合計	少年			推進委員等		
		小学生	中学生	その他	推進委員	保護者	その他
	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人
	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人
	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人
	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人
	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人
	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人
	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人
	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人
主な活動事例・反響等							

